

低価格落札工事に係る履行保証制度等の運用について

1 対象工事

- (1) 次の表の左欄に掲げる発注工種に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる請負対象設計金額以上の建設工事

発注工種	請負対象設計金額
建築一般	4億円
建築一般以外の発注工種	2億円

- (2) 前表の右欄に掲げる請負対象設計金額未満の建設工事のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項の規定による総合評価一般競争入札（制限付一般競争入札を含む。）を適用する建設工事
- (3) 前号以外の建設工事であって、発注機関が設置する資格審査委員会の承認を経た建設工事

2 低価格落札者との契約に係る契約保証金及び前金払の取扱い

対象工事ごとに定める調査基準価格（鳥取県調査基準価格及び最低制限価格等設定要領（平成19年8月15日付第200700071998号県土整備部長通知）第5条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を下回る価格で落札した者（以下「低価格落札者」という。）との契約については、次に定めるところによる。

- (1) 鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号。以下「規則」という。）第8条に基づく契約保証金は、当該工事の請負代金額の10分の3以上とする。
- (2) 規則第8条ただし書については、鳥取県建設工事執行規則の施行について（平成8年6月14日管第195号鳥取県知事通知）の6の(1)及び(2)中「10分の1」とあるのは「10分の3」とする。
- (3) 規則第60条第1項に基づく前金払の割合は、当該工事の請負代金額の10分の2以内とする。また、規則第60条第2項に定める中間前金払は行わないものとする。

3 入札及び契約の手続

- (1) 入札に参加しようとする者への周知

対象工事に係る調達公告には、2及び3に定める事項を明示して、入札に参加しようとする者に周知するものとする。

- (2) 契約書の取扱い

低価格落札者と契約を締結する場合は、建設工事請負契約書及び建設工事請負変更契約書の標準書式について（昭和48年11月22日付発管第385号土木部長通知）の別添建設工事請負契約書については、次のとおり取り扱うものとする。

- ア 第4条第2項中「請負代金額の10分の1以上」とあるのは「請負代金額の10分の3以上」とする。
- イ 第4条第4項中「請負代金額の10分の1以上」とあるのは「請負代金額の10分の3以上」とする。
- ウ 第34条第1項中「請負代金の10分の4以内」とあるのは「請負代金の10分の2以内」とする。
- エ 第34条第3項及び第4項は削除する。
- オ 第34条第5項中「請負代金額の10分の4」とあるのは「請負代金額の10分の2」とする。
- カ 第34条第5項及び第6項中「(第3項の規定により中間前金払の支払を受けているときは10分の6)」を削除する。
- キ 第34条第6項中「請負代金額の10分の5」とあるのは「請負代金額の10分の3」とする。
- ク 第37条第2項中「請負代金額の40パーセント」とあるのは「請負代金額の20パーセント」とする。
- ケ 債務負担行為に係る契約にあつては、第41条第1項中「請負代金額の40パーセント」とある

のは「請負代金額の20パーセント」に、「出来高予定額の40パーセント」とあるのは「出来高予定額の20パーセント」とする。

コ **第48条の2第1項**中「請負代金額の10分の1」とあるのは「請負代金額の10分の3」とする。

(3) 一般管理費等の率

2により前払金を減額することに伴う一般管理費等の率の補正を理由とした契約変更は、認めないものとする。

4 不落札随契への適用

以上の取扱いは、競争入札が当該取扱いの適用により不落札となった場合に、随意契約により請負契約を締結する工事について、準用する。

附 則

この改正は、平成19年4月17日から適用する。

附 則

この改正は、平成19年8月1日以降に調達公告を行う建設工事から適用する。

附 則

この改正は、平成20年3月28日以降に調達公告を行う建設工事から適用する。

附 則

この改正は、平成20年8月6日以降に調達公告又は、入札日の通知を行う建設工事の入札について適用する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日以降に調達公告を行う建設工事から適用する。